

第4次 多賀町子ども読書活動推進計画 (案)

「一人ひとりの子どもが本に親しみ、心豊かに育つ町」を目指して
～いきいき！のびのび！多賀っ子～



令和8年3月
(2026年)
多賀町教育委員会

【目次】

第1章	第4次計画の策定にあたって	1
1	子どもの読書活動推進の意義	1
2	計画策定の背景	1
3	計画の性格と役割	1
4	計画期間	2
5	計画の対象となる子どもの年齢	2
第2章	第3次計画期間中の取組と課題	3
1	第3次計画期間中の主な取組と課題	3
2	子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	17
3	第4次計画に向けて	20
第3章	第4次計画の基本的な考え方	21
1	を目指す姿	21
2	基本目標	21
3	基本方針	21
4	大切にしたい観点	22
第4章	子どもの読書活動推進の方策	23
1	町全体における取組	25
2	家庭における取組	28
3	地域における取組	28
1.	図書館における取組	28
2.	福祉保健課における取組	30
3.	子ども・家庭応援センターにおける取組	31
4.	学校教育課における取組	31
5.	公民館における取組	32
6.	読書ボランティアなどにおける取組	32
4	学校などにおける取組	33
1.	保育園・こども園における取組	33
2.	小中学校における取組	33
5	啓発・広報等の推進	36
6	計画の推進	36
第5章	評価の方法	37
資料編		39

第1章 第4次計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、言葉や知識の習得だけでなく、感性や表現力を育み、創造力や思考力を高めたり、情緒の安定を促したりするための重要な基盤です。子どもの読書活動を推進することで、子どもの自立した思考と豊かな人間性を養い、未来の社会を担う子どもの成長を支えます。

2 計画策定の背景

国では、子どもの読書活動を推進するため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号、以下「同法」という）が施行され、同法第8条第1項の規定に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、令和5年3月には第5次基本計画が策定されました。

県では、同法第9条第1項の規定により、「滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定され、令和6年3月に「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定されました。この計画は、滋賀県の子どもの読書活動の推進を目指すもので、県内市町の子ども読書活動推進計画を改訂・見直す際の基本として位置付けられています。

多賀町では、平成15年4月に「多賀町子ども読書活動推進計画」を策定し、その後平成26年3月に第2次計画、令和3年3月に第3次計画を策定して、子どもの読書活動の推進に取組んできました。このたび、第3次計画が最終年度を迎えることから、国および県の計画を踏まえ、第3次計画の主な取組と課題を整理したうえで、「第4次多賀町子ども読書活動推進計画」を策定します。

3 計画の性格と役割

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づく計画であり、多賀町の子どもたちが本を身近に感じ、読書を楽しむことで、充実感や満足感を得る体験を通し、次の本を手に取りたくなるような読書習慣の定着と、多様な読書環境の整備を目的としています。さらに、多賀町における子どもの読書活動を推進するための基本的な指針であり、多賀町の上位計画である「多賀町総合計画」や「多賀町教育大綱」との整合性も図っています。

【多賀町全体】

- └ 第6次多賀町総合計画「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来」
- └ 多賀町教育大綱（令和3年度から令和7年度までの5ヶ年）
 - └ 教育行政方針（教育委員会が毎年策定）
- └ 図書館基本計画（策定予定）
 - └ 第4次多賀町子ども読書活動推進計画

4 計画期間

本計画期間は、令和8年度から令和12年度までの概ね5年間とします。

ただし、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」及び「滋賀県子どもの読書活動推進計画（第五次）」や、子どもの読書を取り巻く状況等に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の対象

本計画は、0歳から15歳までの子どもを主な対象として、概ね18歳までを対象とします。

第2章 第3次計画期間中の取組と課題

1 第3次計画期間中の主な取組と課題

多賀町では、第2次計画の主な取組と課題を踏まえ、子どもの読書活動推進のため、令和3年3月に第3次計画を策定しました。第3次計画は、「知る・学ぶ・感じる・考える力を養い、豊かな心と生きる力を育む」を基本方針とし、令和3年度から令和7年度の5年間、各関係機関が多賀町の子ども読書活動に取組んできました。

また、計画期間中は、新型コロナウイルス感染拡大や、GIGAスクール構想の実現等、子どもを取り巻く環境の大きな変化に対して臨機に対応し、優先順位の再考をしながら計画を進めました。

【町立図書館における取組】

1. 図書資料の充実

[主な取組]

子どもたちの読書支援をより一層充実させるために、児童書を毎年度計画的に購入し、新鮮な棚づくりを行いました。令和7年度には、「おはなしのへや」に絵本の書架を設置し、赤ちゃん向けの資料を充実させました。

[課題]

障がいのある子どもを対象とする取組では、点字絵本、音の出る本、大活字本、手話や字幕付き映像資料などの整備・提供について努めましたが、十分な資料整備が出来ず、取組方法を改善することが課題となります。

2. 移動図書館事業

[主な取組]

移動図書館は、各小学校・園への巡回を継続してきましたが、令和6年度からは保育中の園児を対象に2つのこども園での貸出を開始しました。さらに令和7年度には取組方法を工夫し、保育園を加えた3園で実施することができました。

[課題]

学校図書館と町立図書館との連携・協力体制を強化し、児童・生徒が「読みたい」と思う気持ちを支える仕組みをつくることが、今後の課題です。

3. 「総合的な学習の時間」・「調べ学習」の受け入れ

[主な取組]

町立図書館は、小学校の「総合的な学習の時間」や中学校の「総合的な探究の時間」において、児童・生徒が資料を収集し、情報を整理・分析してまとめる主体的な学びを支援するために、学校図書館に学校司書を配置し、学校司書が資料の提供を行いしました。

[課題]

令和元年から始まったGIGAスクール構想により、学校現場では1人1台の端末が整備され、ICTを活用した学びが進展しています。これにより、個別最適な学びや協働的な学びの場が広がり、一人ひとりの可能性を引き出す教育環境が整いつつあります。

これに伴い、デジタル教材と図書館資料両方の良さを生かした、バランスのとれた学校図書館活用に向けた協力体制の構築が、今後の新たな課題となります。

4. 出前おはなし会

[主な取組]

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年3月から令和5年5月に5類感染症に移行するまで、おはなし会を開催できない状況が続きました。

令和6年度には、多賀町子ども・家庭応援センター主催の「お話ポケット」に図書館員が招かれ、おはなし会を行いました。これをきっかけに、令和7年度は「お話ポケット」でおはなし会を定期的に開催するとともに、久徳うぐいすこども園の2歳児・3歳児クラスにも図書館員が出向き、読み聞かせを行うようになりました。

[課題]

図書館員による「おはなし会」の活動を町全域に広げていくことが今後の課題となります。

5. ブックリスト作成・配布

[主な取組]

令和6年度・7年度に、各年代別のおすすめ本をまとめた「年齢別おすすめ本リスト」を新規作成・配布し、司書選定の“夏休みに読んでほしい本”として利用者に活用されています。

[課題]

今後もリスト作成を継続し、子どもたちが発達段階に応じて適切な時期に、新しい本に出会う場所（機会）を増やし、読書の幅を広げることが課題となります。

6. 福祉保健課との連携

[主な取組]

民生委員・児童委員による、生後 2 か月以内の乳児家庭への訪問では、絵本を 1 冊ずつ贈呈する活動を行うとともに、図書館が作成した「はじめて あう えほん」のリストも配布しています。

[課題]

同リストは平成 16 年に作成されたもので、内容が古くなっていることから、定評のある絵本と新しい絵本のバランスを考慮して見直しを行い、新たな冊子を作成するとともに、配布時の保護者への積極的な働きかけを行うことが今後の課題となります。

7. 広報活動強化

[主な取組]

「図書館だより」や有線放送「図書館からのおしらせ」、「広報たが」を使って図書館の月間行事やお知らせを案内し、有線放送での新刊紹介は週 1 回のペースで発信しています。さらに、ホームページでは行事案内やチラシも掲載しています。

[課題]

今後も紙媒体やホームページを使った情報提供を主として発信を継続する必要がありますが、魅力ある内容となるように工夫することが課題となります。

また、子どもたちにもスマートフォンや SNS を通じた情報発信が身近になっている現状を鑑みると、図書館発の SNS 活用に加え、多賀町公式 LINE を活用した情報発信について検討することも今後の課題となります。

8. 職員資質向上

[主な取組]

滋賀県立図書館等で実施される研修への参加機会を増やすとともに、自館でも研修を企画し、子どもの読書支援に関する職員の能力向上に努めました。

[課題]

今後も子どもの多様な読書要求に応えられる研修を企画し、継続して行うことが必要です。また、保育士・保育教諭・学校教諭など子どもとかかわる職員との意見交換なども課題となります。

9. 地域・ボランティア支援

[主な取組]

令和 6 年度・7 年度は、ボランティアやサークルと連携して、図書館行事を実施しました。

[課題]

地域との協力体制を継続し、広げながら、必要とされる資料や研修の情報提供や活動の場の提供をおこなっていくことが課題となります。

10. 子どもの読書に関わる講座の開催

[主な取組]

令和7年度、学校教育課と協力して「読み聞かせ連続講座」を開催しました。子どもの本や読書に関心のある個人・団体を対象に、実践的で必要とされる内容の講座を開講し、意欲ある人の活動の場の確保・拡大に努めました。

[課題]

今後は、ボランティア、保育士・保育教諭、図書館員を含む各施設職員など、子どもの読書に関わる者を対象とした、基礎的な内容から実践的な内容の講座・研修を継続して行なうことが課題となります。

11. 教職員向けの研修の開催

[主な取組]

滋賀県では、小中学校教諭と公共図書館司書を招く連絡協議会を設けており、多賀町立図書館も参加しています。この機会をいかして、学校関係者と連携して子ども読書に関する取組を進めています。

[課題]

今後も、関係者と連携しながら進めるとともに、図書館は、教職員だけでなくボランティア、保育士・保育教諭、図書館員を含む各施設職員などに向けて、多様な研修を継続的に企画・実施していくことが課題となります。

12. 図書館利用の推進

[主な取組]

就学時検診での利用カード発行を毎年実施し、移動図書館車の巡回と併せて、児童の図書館利用を促進しています。

[課題]

図書館利用の促進は、日々のカウンター業務、選書、展示、読み聞かせ、イベントの実施など、多様な取組によって行われます。地域の子ども一人ひとりが図書館を「行きたい場所」と感じられる環境づくりを、今後も積極的に進めて、大切にしていくことが課題となります。

【福祉保健課における取組】

1. 子どもの誕生家庭訪問活動

[主な取組]

民生委員・児童委員による家庭訪問活動では、生後2か月以内の乳児家庭へ絵本を1冊ずつ贈呈する取組を行いました。

[課題]

絵本を1冊ずつ手渡した後のフォローが不十分で、家庭での読書習慣や親子の読み聞かせ支援が不足していたため、継続的なフォローワーク体制を整えることが、今後の課題となります。

2. 乳幼児健診会場への絵本コーナー設置

[主な取組]

令和6年度・7年度は、図書館から毎月30冊の絵本を借受け、乳幼児健診会場に設置し、子育て世代に利用される仕組みを整えました。

[課題]

今後も継続して、子育て世代に利用される仕組みを整えることが、課題となります。

3. 乳幼児健診時の保育士による「読み聞かせ」

[主な取組]

2歳から3歳の未就園児の「親子教室」及び、子ども・家庭応援センター「わくわくランド」や「お話ポケット」では、活動の中で保育士・保育経験者による絵本や紙芝居の読み聞かせを行いました。

[課題]

乳幼児健診における保育士による「読み聞かせ」は実施できなかったため、図書館やボランティアと連携し、代替となる取組を検討する必要があります。

一方で、「親子教室」での保育士による読み聞かせは定着しており、保護者と子どもを支える場として、今後も継続して保育士による働きかけを行うことが課題となります。

4. 図書館・福祉保健課・民生委員・児童委員の連携

[主な取組]

図書館員が乳幼児健診会場を訪問し、関係機関と交流し、会場での読み聞かせ実施を検討しました。

[課題]

関係機関と連携し、乳幼児健診時に図書館の本を活用して、親子での読み聞かせ機会を増やすとともに、親子読書を促進する方法やおすすめ本の情報提供を行うことが、今後の課題となります。

【家庭における取組】

1. 子どもを取り巻く大人への働きかけ

[主な取組]

図書館内に、子どもの読書に関するパンフレットを設置し、あわせて年齢別の読書リストを配布して、大人にも活用してもらいました。また、子どもの本や読み聞かせ用の本に関する読書案内にも応じました。

[課題]

保護者や家族の読書姿勢が子どもに大きな影響を与えるため、大人自身が読書を楽しめるようにすることが必要です。

読書の日を設けるなど、読書に取組みやすいきっかけづくりが課題となります。

2. 園・学校・図書館の連携

[主な取組]

園・学校・図書館の連携において、移動図書館車が園や学校を巡回し、園児や児童が借りた本を家庭に持ち帰ることで、家庭で読書をする機会をつくりました。

[課題]

園・学校・図書館の活動が子どもの読書につながるよう、町全体で読書推進に取組む意識づけが課題となります。

3. 子どもと共に読書を楽しむ機会を持てるような働きかけ

[主な取組]

子ども・家庭応援センターや図書館でのおはなし会、各施設に設置した図書や図書館の行事を通して、子どもと共に読書を楽しむ機会を提供する働きかけを行いました。

[課題]

町全体で本に触れられる環境を整えることや、おはなし会の開催、本を通じた親子のコミュニケーションの促進が課題となります。

4. 積極的な広報活動

[主な取組]

広報や図書館だより、ホームページで行事を周知しました。また、ブックリストを作成して、行事や展示に合わせて配布しました。

[課題]

より訴求力のある広報活動を行うことが、課題となります。

5. 園・学校・図書館の読書環境の整備

[主な取組]

それぞれの施設で、子どもたちが身近に本と接することができるよう、読書環境を整備することに努めてきました。

[課題]

子どもがいつでもどこでも本を読める環境を町全体で整えることが、課題となります。

【学校教育課における取組】

1. 図書の充実と読書環境の整備

[主な取組]

図書の充実と読書環境の整備を推進しました。

[課題]

子どもたちが学びに応じた新しい図書を利用できるよう、学校の図書購入に必要な予算の確保について的確に伝える必要があります。

2. ボランティアの募集・派遣・育成

[主な取組]

学校支援コーディネーターが、ボランティアの募集・派遣・育成を行い、本の修繕による学校の読書環境の整備と、読み聞かせによる読書推進を行いました。

[課題]

学校支援コーディネーターによる個人ボランティアの派遣は活発に行われる一方で、団体の派遣については周知不足のため、効果的に情報を発信し、周知方法を改善する必要があります。

3. 学校と図書館との連絡調整

[主な取組]

学校と図書館との連絡調整を行い、連携を図りました。

[課題]

園・学校との間で生じる課題や要望を適切に把握し、連携が円滑に進むよう調整することで、子どもの読書活動を幅広く支援する必要があります。

【公民館における取組】

1. 図書コーナーの設置と PR

[主な取組]

図書コーナーの設置を行っていますが、本の入れ替えなどが不十分でした。

[課題]

積極的にコーナー作りを行うことができなかつたので、図書館と連携することで定期的に本の入れ替えを行い、読書環境を整備していくことが課題となります。

2. ボランティア研修の実施

[主な取組]

期間中に実施することはできませんでした。

[課題]

公民館での研修を検討しながら、図書館や関係機関がボランティア研修を実施する際に、積極的に連携していくことが課題となります。

3. 育児サークルの活動と連携した取組

[主な取組]

公民館では、町内外の育児サークルが親子読書活動をするための会場を提供しています。

[課題]

サークルやボランティア活動に積極的に関わり、活動成果を地域に発信するとともに、団体自らが読書イベント等を企画でき、仲間の輪が広がるような支援を行うことが課題となります。

4. 親子読書等の講演会の開催

[主な取組]

期間中に実施することはできませんでした。

[課題]

関係機関と積極的に連携し、講演会にかわるような親子読書の推進を行っていく課題となります。

【保育園・こども園における取組】

1. 絵本のコーナーの充実と「読み聞かせ」の機会の増加

[主な取組]

各保育室の絵本箱、ホールや通路等にある絵本コーナーの本を充実させ、子どもたちが手に取って読みやすいように絵本の並べ方や置き方を考慮しています。図書館や移動図書館から絵本をたくさん借りて様々なジャンルの絵本を充実させ、読み聞かせの機会を増加させています。

[課題]

子どもたちが学びに応じた新しい図書を利用できるよう、定期的に図書の入れ替えを行なう必要があります。

2. 豊かな生活体験を通した読書

[主な取組]

子どもたちの遊びや生活体験を通して、いろいろな動物や植物を調べたり、折り紙の折り方を調べたりする等、遊びや生活を一層豊かにする読書を進めてきました。

[課題]

一人でも多くの子どもたちの遊びや生活体験を通して読書に親しみ、興味をあげられるよう、保育者が常に読書意欲を意識し続ける必要があります。

3. 「子ども読書の日」(4月23日)、「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)の読書活動推進

[主な取組]

4月23日の「子ども読書の日」や4月23日～5月12日の「子ども読書週間」は、特に保護者へ読書の機会、読み聞かせの大切さ等を伝え、読書の機会を増やしてきました。

週末には園の図書を各園児に貸し出し、土曜日、日曜日に家庭で保護者とともに読書に親しむ機会を設けています。

[課題]

読書の日や読書週間だけではなく、常日頃から読書の機会、読み聞かせの大切さを保護者にも伝え続けていく必要があります。

4. 職員の研修の充実

[主な取組]

子どもの読書や絵本の読み聞かせ等に係る研修会に職員が積極的に参加し、読書や絵本の読み聞かせ等についての研鑽を深めました。

[課題]

研修会により多くの職員が継続的に参加する必要があります。

5. 町立図書館やボランティアと連携した取組

[主な取組]

図書館遠足では町立図書館で、移動図書館では各園において、自分で本を選び図書館の本を借りる体験をしています。また、読み聞かせボランティアの方に毎月、園に来ていただき、絵本の読み聞かせをしていただいています。

[課題]

図書館遠足の機会を増やすよう工夫するとともに、家庭からも図書館を利用していただけるよう啓発する必要があります。

6. 学校支援ボランティアとの協力

[主な取組]

毎月数名の絵本修繕ボランティアの方に傷んだ絵本の修理をしていただき、園児がより良い環境で読書できるようにしてきました。

[課題]

絵本等を大事に取り扱い、傷めないようにするとともに、傷んだ本が増えないようボランティアの方の人数を確保する必要があります。

7 【小中学校における取組】

1. 学校図書館の活性化

[主な取組]

貸出システムの管理を行うとともに、館内の整理整頓を実施し、図書を分類ごとに整理することで、児童・生徒や教員が資料を検索しやすい環境を整備しました。また、校内に数カ所の「ちょこ読みコーナー」を設置し、行事や季節に関連する本を掲示している学校もあります。

[課題]

児童・生徒が使いやすく居心地のよい学校図書館となるよう、活性化を図る必要があります。明るい雰囲気をつくるために季節に応じた掲示物を作成するとともに、おはなし会の計画・実施を通して児童・生徒が本を感じられる工夫を行います。

また、学校図書館の立地は既存のものであるため変更は難しいものの、子どもたちが利用しやすくなるよう工夫し、必要な資料や本を探しやすい工夫にも配慮し、司書と相談しながら本の検索機能やコーナーの設定を改善していくことが求められます。

2. 司書教諭・学校司書の配置

[主な取組]

新規図書の選定や廃棄、破損図書の修繕を行うとともに、学校行事や授業に関する書籍をまとめたブースを作成し、児童・生徒が本に触れる機会を増やす取組を行っています。また、学校図書館の運営を充実させるため、各学校に専任の学校司書が配置されており、これらの活動を支えています。

[課題]

司書教諭や学校司書の担当が毎年度変わることから、引き継ぎが十分に行われていないことが課題となっています。また、常駐ではないため、図書担当教員以外との連携やコミュニケーションが十分に図れない場合もあります。さらに、令和7年度現在は委託業者による学校司書の派遣が週1日と少ないため、児童・生徒へのサービスが十分とは言えません。学校図書館の機能を充実させ、子どもたちがいつでも利用できる環境を整えるためには、数年間を通じた取組みが可能で、かつ常勤（週5日）の学校司書の配置について検討する必要があります。

3. 司書教諭等・教職員の研修

[主な取組]

滋賀県では、小中学校教諭と公共図書館司書を招く連絡協議会を設けており、各学校の図書担当教諭も参加しています。この機会をいかして、関係者と連携して子ども読書に関する取組を進めています。

[課題]

現在、図書研修が主任のみで実施されることが多く、すべての教職員が参加できていないことが課題となっています。今後は、夏季休業などを活用して、司書教諭や学校司書から直接図書館教育の話を聞ける機会を設けるとともに、教職員全体の研修参加を推進することが重要です。

さらに、司書教諭と学校司書が研修を通じて専門知識や能力を高めることで、学校図書館の機能向上を図ることが求められます。

4. 学校図書館の蔵書の充実

[主な取組]

教職員が必要とする資料を確認し、学習で使用する図書を増やすことで、児童・生徒の多様な興味・関心に応じられるよう、「学校図書館標準」の蔵書数の達成に努めるとともに、児童・生徒が進んで読書を楽しめるよう積極的に働きかけています。また、古くなった蔵書の廃棄については、「学校図書館図書廃棄基準（全国学校図書館協議会選定）」に基づき実施し、蔵書の更新を図っています。

[課題]

蔵書数は達成しているものの、古くなった本の入れ替えや教科書改訂に伴う関連図書の更新が課題となっています。

また、学習で使用する図書や児童・生徒の多様な興味・関心に応じた図書を十分に整備するためには、図書購入費の確保が必要です。

さらに、児童・生徒が読みたい本や関心のある本を把握するために、アンケート等を活用することも重要です。

5. 学校図書館施設の整備

[主な取組]

季節ごとの掲示物や装飾を作成し、子どもが親しみやすく居心地の良い図書館づくりを行いました。

[課題]

児童・生徒が安心して利用できる環境を整備することが課題となっています。具体的には、雨漏りの防止や日焼け対策として窓への紫外線防止フィルムの設置など、施設や設備の改善について検討する必要があります。

6. 学校図書館における学習支援機能の整備

[主な取組]

授業で使用する図書を学校図書館または町立図書館で収集し、学習支援の体制を整えました。

[課題]

学年によって学校図書館や町立図書館の利用状況に差があることや、行事や授業の計画が学校司書に十分伝わっていないことが課題となっています。

また、学校司書が週1日しか滞在できないため、資料を教室に運んで使用する形になり、学習支援機能を十分に発揮できない状況です。今後は、学校司書の滞在時間の確保や情報共有の改善が求められます。

7. 読書活動の充実

[主な取組]

各校の状況に応じて、朝や昼の読書時間の設定や「読み語り」の実施など、効果的な読書活動に取組んでいます。

また、小学校では机の横に絵本バッグを置き、隙間時間にも児童・生徒が本に親しめる環境づくりも行っています。

[課題]

5校時前の10分間の読書タイムに取組めていない児童や、本に苦手意識を持ち集中できない児童がいることが課題となっています。今後は、朝や昼の読

書時間の設定や「読み語り」など、各校の状況に応じた効果的な読書活動を推進することが求められます。

8. 図書委員会の活性化

[主な取組]

児童・生徒による自主的な図書委員会活動を促進し、読書習慣の定着を図っています。また、購入図書のアンケート実施や、図書室のマスコットキャラクター募集など、読書への関心を高める啓発活動にも取組んでいます。加えて、朝学習やボランティアによる読み聞かせの実施、机横の絵本バッグの活用など、隙間時間にも児童・生徒が本に親しめる環境づくりを進めています。

[課題]

委員の人数が少なく活動規模が小さいこと、図書室を訪れる生徒と訪れない生徒との間で二極化が生じていること、また、委員が積極的に意見を出し合うことが難しく毎年同じ内容になりがちなことが課題となっています。今後は、これらの課題を踏まえ、児童・生徒による図書委員会活動を活性化させる取組が求められます。

9. 町立図書館との連携

[主な取組]

移動図書館車を通じて学校図書館にはない図書との出会いの機会を提供するとともに、児童・生徒の授業成果物を町立図書館で展示し、学校教育への理解や地域交流を深めています。また、「多賀小・大滝小読書リスト」の図書コーナー設置や、学校からの希望図書の取り寄せ活動を通じて、町立図書館の積極的な利用を促進しています。

[課題]

希望図書の取り寄せ活動の周知が十分でないことや、児童だけで町立図書館へ行くことが難しく利用できない児童が多数いることが課題となっています。これらの状況を踏まえ、現行の取組を継続しつつ、より多くの児童が利用できる工夫が求められます。

10. 地域との連携

[主な取組]

学校図書館支援ボランティアや保護者・地域住民による読み聞かせ活動を実施し、地域全体で児童の読書意欲の向上に取組んでいます。また、夏休みには「親子読書」の取組を行い、家庭でも読書に親しむ時間を確保できるよう努めています。

[課題]

今後も地域との連携を継続して、地域全体で児童の読書意欲の向上に取組むことが課題となります。

11. 啓発

[主な取組]

「子ども読書の日」や「読書週間」等の機会を利用して、読書推進の啓発活動に取組みました。

[課題]

「子ども読書の日」など新学期早々の行事に十分取組めていないことや、学校内での児童への啓発は行えているものの、家庭への啓発が十分でないことが課題となっています。今後は、学校と家庭、地域が連携して、より効果的な読書推進活動を進めることができます。

2 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 国の動向

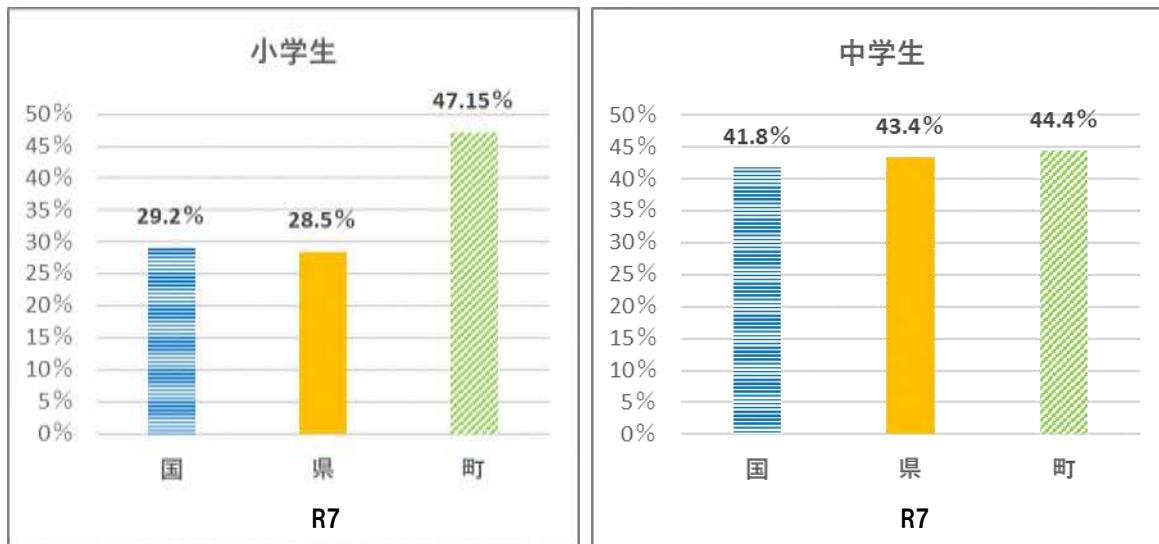
国は、令和5年度から令和9年度の子どもの読書活動に関する基本方針と具体的な方策として、「第5次子どもの読書活動計画の推進に関する基本的な計画」を策定しています。

「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」を基本の方針と定め、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であること、すべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進することとしています。

なお、推進にあたっては、家庭、地域、学校だけでなく、社会全体で取組むことが必要であるとしています。

また、令和4年度から令和8年度を計画期間とする「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」は、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充を図ることを目的とした地方財政措置を活用して、学校図書館の整備充実を図るよう要請しています。

図表1【参考】家や学校で普段（月～金）全く読書をしない割合（%）



出典：「令和7年度全国学力・学習状況調査」

※「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」の質問に『全くしない』と答えた割合

図表2 【参考】読書が好きな子どもの割合（%）



出典：「令和7年度全国学力・学習状況調査」

※「読書が好きですか」の質問に対して、『好き』『どちらかといえば好き』と答えた割合

（2）県の動向

国の第5次計画を踏まえ、滋賀県においても「滋賀まるごと『こどもとしょかん』」を目標に、「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画」（第5次計画）を策定し、子どもの読書活動推進に努めています。

（3）新型コロナウイルス感染拡大の影響

新型コロナの影響で学校や図書館の休館・時間短縮により、児童・生徒の読書活動が制約されました。また、体験活動と連動した読書も減少し、不読率の上昇につながる可能性があります。

（4）GIGAスクール構想と学校におけるICTの活用

児童・生徒に1人1台端末を整備するGIGAスクール構想について、多賀町においては、令和3年にその整備が完了しました。これは、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与し、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げるものとしています。

（5） 読書バリアフリー法の公布・施行

令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行、令和2年には基本計画が策定され、滋賀県では「滋賀県読書バリアフリー計画」を作成し、読書支援人材の育成や環境整備に取組んでいます。

視覚障害や発達障害、肢体不自由等のさまざまな障害により、活字の本を読むことが困難な人が、「障害の有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」に向け、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるように読書環境の整備を推進することが必要となっています。

（6） 子どもを真ん中に置いた社会づくり（「子ども・子ども・子ども」の視点）

内閣府のこども家庭庁設立や滋賀県子ども政策推進本部設置など、「子ども中心」の社会づくりにも注力しています。これらの施策は、子ども一人ひとりを尊重し、多角的な視点から未来志向の社会形成へつながっています。

3 第4次計画に向けて

第3次計画期間中には、子どもの読書環境を取り巻く状況が大きく変化しました。

まず、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策によって、子どもと対面でかかわることが大切な「おはなし会」や集会行事などの実施が制限され、積極的な働きかけが困難な状況となりました。制限緩和後も対策を講じながら、制約を受けた取組を進めましたが、十分な成果を得るには至りませんでした。

次に、スマートフォンなどの情報機器の急速な普及により、子どもの興味や関心を読書に引き付けることが難しくなりました。本と出合うきっかけ作りや、本を届けるための対策が十分に取れなかったことも課題です。さらに、読書の手段が、紙の本だけでなく、電子書籍なども選択できるようになり、多様な情報提供への対応も十分にはできませんでした。

このような状況で活動する中、子どもの読書活動を推進するために大切なことを改めて認識することもできました。コロナ禍からは、身近に子どもとかかわる人の重要性や、直接子どもに話しかけることの大切さを学びました。また、SNSなどの情報機器の普及からは、子どもにとって魅力のある本を提供することの重要性、このような状況だからこそ子どもたちの「思考力」「表現力」「探究心」を育むための読書の大切さを改めて認識しました。

第4次計画では、これらを踏まえ、取組の課題として明らかになった各施設との連携、家庭での読書活動への積極的な働きかけ、そして地域全体の子どもの読書活動への関心を高めることを重要な要素として、取組んでいきます。

子どもを真ん中にして、町全体で子どもの読書を応援するまちづくりを進めていきます。

第3章 第4次計画の基本的な考え方

多賀町では、第1次計画から「知る・学ぶ・感じる・考える」力を養うことを基本方針とし、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進してきました。

第4次計画では、その内容をさらに拡充・発展させ、地域全体で子どもが気軽に本に触れられる環境づくりに取組むために、「目指す姿」と「基本目標」を明確にします。これにより、多様な場所や場面での読書活動を促進し、子どもの未来につながる「心豊かさ」と「生きる力」の育成を図ります。多賀町全体が子どもにとっての“本に親しむ環境（場所と支える人）”となることを目指し、地域みんなで支え合いながら未来へつなげてまいります。

1 目指す姿

「一人ひとりの子どもが本に親しみ、心豊かに育つ町」
～いきいき！のびのび！多賀っ子～
※子どもたちが、いきいき読書を楽しみ、のびのび育つように願って

2 基本目標

「いつでもどこでも、気軽に本と触れ合え、楽しく読書ができる環境を整えます」

3 基本方針

①すべての子どもが本に触れることができる場所を作ります。 … （場所）
一人ひとりの子どもの発達段階に応じて、心に残る本と出合えるように
身近に本をそろえ、各機関が子どもと本が出合える場所を増やします。

②家庭・地域、学校、公的施設など町全体で取組みます。 … （連携）
子どもは成長に伴い、家庭から園、そして学校へと、自分の世界が広がります。園・学校・各機関が、一人ひとりの興味関心に寄り添いながら協力して取組を進めます。

③子どもの読書活動にかかわる「人」の輪を広げます。 … （人）
子どもが本に興味を持ち、必要な本に出会うきっかけを持つためには、本と人をつなぐ大人が必要です。子どもの読書についての理解と関心を深め、本と子どもをつなぐ気運を高めます。

4 大切にしたい観点

基本目標、基本方針に基づき、計画を進めるうえで、本計画では、基本方針ごとに大切にしたい観点を定めます。

基本方針①にかかる大切にしたい観点 … (場所)

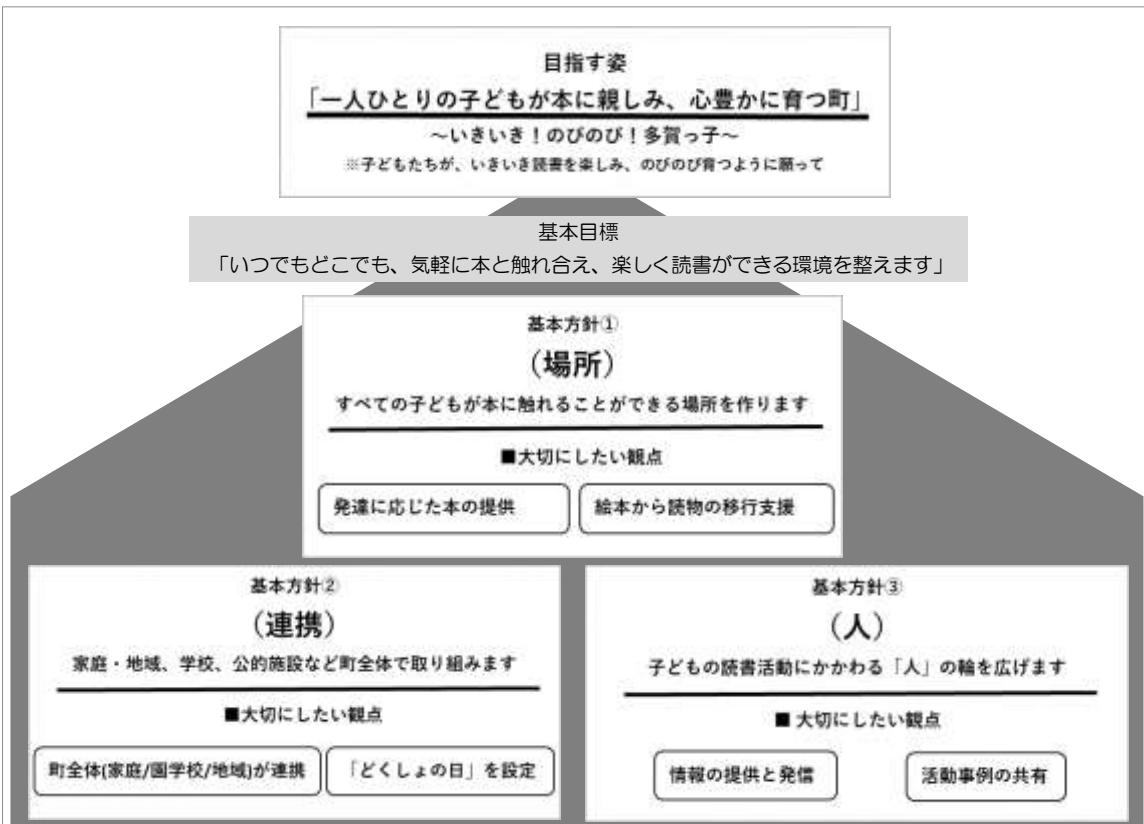
- ・乳幼児期からの読書習慣の形成や、子どもの発達段階に応じた読書ができる場所（機会）を提供します。
- ・子育て世代への働きかけとともに、絵本から読物への移行期に留意します。

基本方針②にかかる大切にしたい観点 … (連携)

- ・家庭や園・学校、地域の施設がそれぞれの役割を果たし、町全体で連携して読書活動を推進します。
- ・「子ども読書の日」4月23日にちなんで、毎月23日を「多賀っ子どもくしょの日」として計画に位置付けます。

基本方針③にかかる大切にしたい観点 … (人)

- ・子どもと本をつなぐ大人の関心を高めるための情報を提供します。
- ・読書の意義や大切さを発信するとともに、読書活動の主な取組や事例を積極的に公開して、子どもの読書活動を推進する意識の向上に努めます。



第4章 子どもの読書活動推進の方策

◎子どもの発達に合わせた読書と乳幼児期からの読書習慣の推進

読書活動は子どもの健全な成長に欠かせません。乳幼児期から絵本や本に触れる環境を整え、言葉や表現力を育むとともに、自主的な読書習慣の形成を促進します。家庭や園、学校、図書館など多様な場での読書環境づくりを推進し、生涯にわたる読書の楽しさと豊かな経験を積み重ねていきます。

発達段階	乳幼児期			小学生期	中学生期	連携	
	発達課題	・基本的信頼感、基本的生活習慣の形成 ・自我、自立心の芽生え	・社会適応 ・自主性、自発性の形成		・アイデンティティの確立 ・人生観の基礎の形成		
場所	取組機関	役割					
町全体			<p>・多賀町一丸となって生活の中に読書を取り入れる文化を育む。 ・未来を担う子どもの心豊かな成長と地域の発展につなげる。</p> <p>毎月23日は、「多賀っ子どもくしょの日」</p>			家庭 地域 学校等	
家庭		<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中で子どもが本に親しむ環境をつくる。 ・保護者自身も本に親しみながら、読み聞かせや 本を話題にした会話などにより、子どもの読書習慣を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・ブックスタート絵本を活用して読み聞かせを行う。 ・おはなし会へ参加し、本を通した親子のコミュニケーションを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・子供の成長にあわせて、家族が読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりして、家庭の中で本に親しむ機会をつくる。 ・家族間のコミュニケーションに本を活用して、日常生活の中で子どもが本に親しむ環境をつくる。 		地域 学校等	
地域	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書推進の中核的な役割を果たす。 ・子育て支援の場として機能する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・赤ちゃん向きの絵本、幼児向きの児童書の充実を図る。 ・おはなし会等を開催する。 ・読書リストを作成する。 ・子育て支援の場としての活用してもらう工夫を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・小学生向きの図書資料の充実を図る。 ・おはなし会等を開催する。 ・読書リストの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・青少年向け図書資料の充実を図る。 ・青少年向けのコーナーの工夫により情報提供を行う。 ・読書リストの作成 	家庭 地域 学校等	
			<ul style="list-style-type: none"> ・図書を活用した調べ学習を支援する。 ・図書館遠足、図書館見学、職場体験を積極的に受入れる。 ・団体貸出を行う。 ・移動図書館車を定期巡回する。 ・学校図書館との連携を図る。 ・園・学校・関係課・ボランティアとの連携を図る。 ・イベントを開催する。 ・司書の専門性を向上させる取組を行う。 ・ICT と紙媒体資源の効果的な活用と、アクセシブルな資料の提供の検討を行う。 				

福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタートを通じて早期からの読書習慣を推進する。 ・乳幼児健診に参加する親子に読書機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・生後 2 か月の家庭訪問時に絵本を提供する。 ・乳幼児健診会場に絵本を設置する。 ・乳幼児健診会場で図書館と連携し、ブックスタートの継続支援を行う。 ・図書館、他課と連携した親子読書「家読」への取組の検討と実施を行う。 		地域	
子ども・家庭応援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターに集う親子に読書機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・「わくわくランド」にて保育士による絵本の読み聞かせを実施する。 ・「お話ポケット」にて、図書館のおはなし会を開催する。 ・予算確保に努め、年齢に応じた図書を充実させます。 		家庭 地域	
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と行政の連携を図り、教員支援を通じて子どもの読書活動を総合的に支える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・図書購入費の確保について教育総務課に働きかけ、資料を充実させ、読書環境を整える。 ・教員の要望を聞き取り、園と学校の読書活動に必要な人財と団体を派遣する。 ・学校と行政の連携を図り、子どもの読書活動を支援する。 ・ICT と紙媒体資源の効果的な活用と、アクセシブルな資料の提供の検討を行う。 		地域 学校等	
公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが集まる地域の基盤として、読書機会を提供する。 ・読書サークルとボランティアの活動の機会を提供する。 ・地域の多世代が、子どもの読書活動に参加できる環境を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・子育て世代向けの雑誌と図書を収集し、配架する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・児童向けの図書と雑誌を収集し、配架する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・青少年向けの図書と雑誌を収集し、配架する。 	家庭 地域
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ活動を通じて、子どもが本に親しむ機会を提供する。 ・図書整理や本の修理を通じて子どもの読書環境を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・園、学校、図書館と連携して読み聞かせ等を行う。 		地域 学校等	
		<ul style="list-style-type: none"> ・園・学校の読書環境整備に協力する。 		地域 学校等	
学校等					
保育園 こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせなど、本に親しむ機会を提供し、子どもの読書習慣を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・興味、関心、発達等に応じた絵本等や図書スペースを整備する。 ・発達段階に応じた絵本等の活用を推進するとともに、保護者の理解を深めるため、読書活動への参加を促す。 ・予算確保に努め、年齢に応じた図書を充実させます。 		家庭 地域	
小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館を計画的に利用し、その機 	<ul style="list-style-type: none"> ・多賀町小中学生読書リストの作成 ・読書に関する小中連携ミーティングの開催 		家庭 地域	

	<p>能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせなど、本に親しむ機会を提供し、子どもの読書習慣を形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・児童一人ひとりの発達段階に応じた読書活動を行う。 ・朝の読書や昼の読書で、全校的な読書活動を充実する。 <p>・予算確保に努め、年齢に応じた図書を充実させます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司書教諭・各教員・学校司書・図書館が連携し、学校図書館の充実や授業での利活用を目指す。 ・図書館、他課と連携した親子読書「家読」への取組の検討と実施を行う。 ・ICTと紙媒体双方の資源の効果的な活用と、アクセスibleな資料の提供の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多賀っ子どもくしょの日」 ・中学校では読書を通して社会への目を開き、発達の段階に応じた読書指導を推進する。 ・朝の読書により、生徒の読書習慣を形成する。 ・中学生自身が主体的に本の選択ができるための支援を行う。
--	--	---	--

具体的な取組

1 町全体における取組

第4次計画では、「すべての子どもが身近な環境で本に親しみ、心豊かに生きる力を育む」ことを目指し、町全体で取組むことを掲げています。

また、「いつでもどこでも気軽に本と触れ合い、楽しく読書できる環境づくり」を基本目標とし、多賀町一丸となってこれまでの取組をさらに進展させます。

毎月23日を「多賀っ子どもくしょの日」と定め、家族や地域の皆さんのが気軽に本と触れ合える時間とします。この日は、大人も子どももおすすめの本を紹介し合ったり、一緒に読書したりすることで、生活の中に自然と読書習慣を根付かせます。

【家庭における取組】

→継続 / 改善 ★新規

項目	内容	連携
★新規 家庭での読み聞かせ	子どもの成長にあわせて、家族が読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりして、子どもが家庭の中で本に親しむ機会をつくります。	地域
★新規 家族で本を楽しむ	図書館で本を借りたり、読んだ本について会話したり、旅行に本を活用したり、家族共有の本棚を作ったり、おはなし会に参加したり、家族間のコミュニケーションに本	学校等

		を活用して、子どもの読書習慣を形成します。	
--	--	-----------------------	--

【図書館における取組】

→継続 ↗改善 ★新規

項目	内容	連携
★新規 「多賀っ子どもくしょの日」のサポート	町全体で取組めるよう、関係機関を支援・促進しながら、取組の流れを整理し、必要に応じて調整やサポートを行う役割を担います。	家庭 地域 学校等
★新規 ポスター・チラシ・啓発グッズの作成と掲示	「多賀っ子どもくしょの日」のポスター・チラシ・グッズを作成・掲示して、町民に周知します。	
★新規 おすすめの本の紹介	年齢別のおすすめの本を紹介するリストを作成したり、展示貸出を行なったりします。	

【福祉保健課における取組】

→継続 ↗改善 ★新規

項目	内容	連携
★新規 ブックスタート絵本配布時の周知	ブックスタートの絵本を配布する際に、「多賀っ子どもくしょの日」を周知します。	家庭 地域
★新規 乳幼児健診での周知	乳幼児健診の会場にて、「多賀っ子どもくしょの日」を周知します。	

【子ども・家庭応援センターにおける取組】

→継続 ↗改善 ★新規

項目	内容	連携
★新規 「わくわくランド」での周知	子育て支援センター「わくわくランド」にて、「多賀っ子どもくしょの日」を周知します。	家庭 地域

【学校教育課における取組】

→継続 ↗改善 ★新規

	項目	内容	連携
★新規	園・学校の教職員とボランティアへの周知	園・学校の教職員とボランティアへ、「多賀っ子どもくしょの日」を周知します。	地域 学校等

【公民館における取組】

→継続 ↗改善 ★新規

	項目	内容	連携
★新規	公民館利用者への周知	公民館を利用する子どもと保護者、サークル・ボランティアへ、「多賀っ子どもくしょの日」を周知します。	家庭 地域

【ボランティアにおける取組】

→継続 ↗改善 ★新規

	項目	内容	連携
★新規	読み聞かせ活動の実施	「多賀っ子どもくしょの日」にあわせて読み聞かせの活動を実施します。	家庭 地域 学校等
★新規	読み聞かせ対象者への周知	読み聞かせする子どもを対象に「多賀っ子どもくしょの日」をお知らせします。	

【保育園・こども園における取組】

→継続 ↗改善 ★新規

	項目	内容	連携
★新規	読み聞かせ活動の実施	「多賀っ子どもくしょの日」にあわせて読み聞かせの活動を実施します。	家庭 地域
★新規	園児・保護者への周知	園児と保護者へ、「多賀っ子どもくしょの日」を周知します。	

【学校における取組】

→継続 ↗改善 ★新規

	項目	内容	連携
→継続	読書活動の実施	児童・生徒・教員・ボランティアなどの読書活動を行います。	家庭 地域
★新規	児童・生徒・保護者への	児童・生徒と保護者へ、「多賀っ子どもくしょの日」を周知します。	

	周知	よの日」を周知します。	
--	----	-------------	--

2 家庭における取組

→継続 ↗改善 ★新規

	項目	内容	連携
★新規	ブックスタート絵本の活用	ブックスタート絵本を活用し、赤ちゃんに読み聞かせを行います。	福祉保健課
★新規	おはなし会への参加	図書館・子育て支援センター・公民館のおはなし会に親子で参加します。	地域
★新規	家庭での読み聞かせ	子どもの成長にあわせて、家族が読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりして、子どもが家庭の中で本に親しむ機会をつくります。	地域 学校等
★新規	本を通した親子のコミュニケーション	家族で図書館を訪れて本を借りたり、本について話をする機会を設けたりして、家族間のコミュニケーションを深めます。	図書館

3 地域における取組

1. 図書館における取組

→継続 ↗改善 ★新規

	項目	内容	連携
↗改善	資料の充実	年齢別の資料、多言語資料、特別な支援を要する子どもに適したアクセシブルな資料の収集を計画的に行います。	-
↗改善	蔵書の充実	年齢別や子どもの多様な要望に応える蔵書構成を行います。	-
↗改善	資料の整備	利用が多く傷みが激しい資料の買替えを行い、子どもが快適に利用できる資料を充実させます。	-
↗改善	年齢に適したおはなし会の実施	0歳～2歳の赤ちゃんと保護者を対象にしたおはなし会と、3歳から小学校低学年	-

		年を対象にしたおはなし会を実施します。	
↗改善	年齢に適した読書リストの作成	年齢別の読書リストを作成します。乳児、幼児、小学校低学年、中学年、高学年、中学生、高校生と、発達段階にあわせて、絵本・幼年童話・小説・知識の本を紹介して、世代間に切れ目のない読書案内を行います。	-
→継続	子育て支援の場としての活用	図書館を子育ての場として利用してもらえるように、「赤ちゃんタイム」を実施して、子育て世代に気兼ねなく図書館を利用してもらう取組を行います。	-
↗改善	図書を活用した調べ学習の支援	調べ学習のレファレンスに応え、図書を使った学習の支援を積極的に行います。	家庭 学校等
→継続	図書館遠足、図書館見学、職場体験の受入	見学や体験を積極的に受け入れ、子どもが図書館について学ぶ機会を増やします。	学校等
→継続	団体貸出しの実施	乳幼児健診会場、園の共有スペース用絵本、学校の読み聞かせ絵本を団体貸出して、施設での読書活動を支援します。	地域 学校等
→継続	移動図書館車の巡回	園と学校に移動図書館を運行し、全ての子どもが自分で本を選んで読める環境を整えます。	学校等
↗改善	学校図書館との連携	学校図書館・司書教諭・学校司書と連携して、授業準備と教員の研究活動の支援のレファレンスと貸出を行います。	学校等
→継続	園・学校との連携	園児や児童・生徒の読書意欲を引き出す活動を行います。また、園児の制作物や授業成果物を図書館内に展示したりすることで、保育と園・学校教育への理解と図書館利用の促進を図ります。	学校等
★新規	多賀町小中学生読書リストの作成	多賀小学校と大滝小学校の推奨図書リストを基に、小学生から中学生までを対象とした多賀町全体の推奨図書リストを新たに作成します。古典文学や現代小説、科学・歴史、絵本や学習漫画など、多彩	学校 学校教育課

		な選択肢を盛り込み、児童・生徒一人ひとりの興味関心に応じて適切な本と会える環境を整えます。作成は学校教育課、各学校、図書館が連携して行います。	
★新規	読書に関する小中連携ミーティングの開催	読書に関する小中連携ミーティングを開催し、それぞれの学校の取組の工夫を交流する機会を設けます。これにより、各校の専門性が相互に刺激され、より創造的で実践的な読書活動の推進につなげるとともに、読書リストの作成にも活かします。	学校 学校教育課
→継続	各課との連携	他課に設置される図書入れ替えに協力します。また、乳幼児健診や子育て支援の場に出向き、読み聞かせや読書案内を行って、乳幼児期からの読書習慣を推進します。	地域
→継続	ボランティア団体との連携	ボランティア向けの研修機会を充実させることで、子どもの本にかかわる人を支援します。また、ボランティアと協力して読書推進の活動を行います。	ボランティア
→継続	イベントの開催	読書活動を推進する行事と映画会を行い、普段は図書館を利用していない子どもが、図書館と読書に親しむきっかけを作ります。	-
→継続	司書の専門性の向上	自館で企画する研修や県立図書館の研修に参加して、子ども読書推進に求められる専門性を向上させます。	-
→継続	積極的な広報活動	魅力的な内容を工夫し、情報を発信します。	-
★新規	ICT の導入検討	ICT と紙媒体双方の資源の効果的な活用について検討を行います。	学校教育課 学校
↗改善	親子読書への取組	園・学校、他課と連携して親子読書「家読」への取組を検討し、実施します。	地域 学校等

2. 福祉保健課における取組

→継続 / 改善 ★新規

項目	内容	連携
→継続 ブックスタートの絵本配布	生後2か月の家庭訪問時に、絵本を配布し、早期からの読書習慣の形成を促進します。	家庭
→継続 子育て支援の場の図書環境の充実	図書館と協力して、乳幼児健診会場の本の入替えをすることで、資料の充実を図り、子どもと保護者が本に親しむ環境を整えます。	家庭 図書館
★新規 ブックスタートの継続支援	図書館と協力して、親子での読み聞かせや乳幼児におすすめの本の情報を提供し、ブックスタートのフォローを行い、家庭での読書習慣を継続・促進します。	家庭 図書館
△改善 親子読書への取組	図書館、園・学校、他課と連携して親子読書「家読」への取組を検討し、実施します。	地域 学校等

3. 子ども・家庭応援センターにおける取組

→継続 / 改善 ★新規

項目	内容	連携
→継続 「わくわくランド」での読み聞かせ	「わくわくランド」にて保育士・保育経験者による絵本の読み聞かせを実施します。	家庭
→継続 「お話ポケット」での読み聞かせ	「お話ポケット」にて、図書館員のおはなし会を企画・開催します。	家庭 図書館
★新規 資料の充実	関係課に図書購入の必要性を示し予算確保に努め、年齢に応じた図書を充実させます。	福祉保健課 教育総務課 学校教育課

4. 学校教育課における取組

→継続 / 改善 ★新規

項目	内容	連携
→継続 読書環境の整備	関係課・機関に図書購入費の確保を働きかけ、園・学校の資料を充実させ、読書環境	教育総務課 学校等

		を整備します。	
→継続	読書支援の人財と団体の派遣	教職員の要望を聞き取り、園・学校の読書活動に必要な人財と団体を派遣します。	地域 学校等
↗改善	教育連携の調整	園・学校と行政の協力体制を円滑に進めるための調整を行い、子どもの読書活動を総合的に支援します。	地域 学校等
★新規	多賀町小中学生読書リストの作成	多賀小学校と大滝小学校の推奨図書リストを基に、小学生から中学生までを対象とした多賀町全体の推奨図書リストを新たに作成します。古典文学や現代小説、科学・歴史、絵本や学習漫画など、多彩な選択肢を盛り込み、児童・生徒一人ひとりの興味関心に応じて適切な本と出会える環境を整えます。作成は学校教育課、各学校、図書館が連携して行います。	学校 図書館
★新規	読書に関する小中連携ミーティングの開催	読書に関する小中連携ミーティングを開催し、それぞれの学校の取組の工夫を交流する機会を設けます。これにより、各校の専門性が相互に刺激され、より創造的で実践的な読書活動の推進につなげるとともに、読書リストの作成にも活かします。	学校 図書館
★新規	ICT の導入の検討	ICT と紙媒体双方の資源の効果的な活用について検討を行う。	学校教育課 学校

5. 公民館における取組

→継続 ↗改善 ★新規

項目	内容	連携
→継続	定期的な本の入替	図書館と協力して、図書コーナーの図書を定期的に入れ替えます。
→継続	場所の提供	子どもの読書活動を応援するサークルへ活動場所を提供します。
↗改善	親子読書への取組	図書館、園・学校、他課と連携して親子読書「家読」への取組を検討し、実施します。

6. 読書ボランティアなどにおける取組

→継続 / 改善 ★新規

項目	内容	連携
→継続 読み聞かせの実施	読み聞かせ活動を通じて、子どもが本に親しむ機会を提供します。	学校等
→継続 園・学校の読書環境整備	図書整理や本の修理を通じて子どもの読書環境を整えます。	学校等

4 学校などにおける取組

1. 保育園・こども園における取組

→継続 / 改善 ★新規

項目	内容	連携
→継続 資料の充実	年齢に応じた図書を充実させ、定期的な図書の入れ替えを行います。	教育総務課
→継続 「えほんのへや」の環境整備	ボランティアの協力を得て、図書整理と修繕を行い、園児が本と触れ合える環境をつくります。	ボランティア
→継続 保育士・保育教諭による読み聞かせ	毎日の保育・教育の中で、保育士・保育教諭による読み聞かせを行います。	-
→継続 親子読書の推進	絵本を家庭に持ち帰り、親子読書の取組を推進します。	家庭
→継続 図書館遠足の実施	図書館遠足を実施し、園児が図書館について知る機会をつくります。	図書館
→継続 園児の読書体験の推進	移動図書館を活用して、園児が自分の手で選んだ本を読む体験を推進します。	図書館
→継続 図書館と連携した読書推進	図書館によるおはなし会を開催したり、園児の制作物を図書館に掲示したりする取組を行い、園児と保護者が読書に興味を持つ工夫を行います。	図書館
→継続 ボランティアと連携した読書推進	ボランティアによる定期的なおはなし会を実施します。	ボランティア
→継続 研修への参加	子どもの読書に関わる研修に、より多くの職員が継続的に参加します。	学校教育課 図書館

2. 小中学校における取組

→継続 / 改善 ★新規

項目	内容	連携
／改善	学校図書館の計画的な利用	学校教育課 図書館
／改善	読書環境の整備	学校教育課 図書館
★新規	多賀町小中学生読書リストの作成	学校教育課 図書館
★新規	読書に関する小中連携ミーティングの開催	学校教育課 図書館
→継続	全校一斉読書の実施	-
→継続	資料の充実	学校教育課
／改善	学級文庫の充実	-

↗改善	調べ学習と並行読書の実施	図書を活用した調べ学習を行い、児童・生徒の主体的な探究心と情報収集力を育みます。また、並行読書を行い、幅広い知識や思考力を養い、読書習慣を定着させる指導を行います。	-
↗改善	図書館の活用と周知	司書教諭・学校司書と連携して、授業準備と教員の研究活動において、学校図書館と町立図書館を活用し、それら取組を校内に周知します。	図書館
↗改善	委員会活動の活性化	児童・生徒が主体となって読書を推進する委員会活動を指導し、委員会の活動により全校児童・生徒の読書意欲を高めます。	-
→継続	学校図書館の開館	小学校の学校図書館を全日開館し、中学校においては、開館時間を検討するとともに、現状の開館時間のままで生徒の利用を促進する工夫を併せて検討し、読書活動の充実を図ります。	-
→継続	学校図書館の活用	各学校に学校司書を配置し、図書管理と児童・生徒・教員の読書活動と学習支援を行います。	図書館
→継続	図書館見学、職場体験の実施	図書館見学、職場体験に積極的に取組、子どもが図書館について学ぶ機会を増やします。	図書館
→継続	団体貸出しの実施	学校図書館と町立図書館を利用して、毎月学級文庫の入れ替えや教員の読み聞かせ用絵本を準備することで、児童・生徒の読書への関心と意欲を高め、豊かな読書習慣を育成します。	図書館
→継続	移動図書館車の巡回	児童・生徒へ移動図書館の利用を促し、全ての子どもが自分で本を選んで読める環境を整えます。	図書館
→継続	図書館との連携	校内で図書館員による読書案内を行なったり、授業成果物を図書館内に展示したりすることで、図書館利用の促進を図ります。	図書館
→継続	ボランティア団体との連携	ボランティアによる定期的なおはなし会を実施します。	ボランティア

ノ改善	研修への参加	夏季休業などを活用した教職員全体の研修参加を検討します。	
★新規	ICT の導入の検討	ICT と紙媒体双方の資源の効果的な活用について検討を行います。	学校教育課 学校
ノ改善	親子読書への取組	図書館、園・学校、他課と連携して親子読書「家読」への取組を検討し、実施します。	地域 学校等

5 啓発・広報等の推進

子ども読書の普及を図るため、多賀町では「多賀っ子どもくしょの日」を設け、「一人ひとりの子どもが本に親しみ、心豊かに育つ町」～いきいき！のびのび！多賀っ子～というスローガンを掲げ、全町を挙げて子どもの読書活動への関心と意欲を高めていきます。

広報紙や公式 LINE、ホームページ、多賀町有線放送、ポスター・チラシ、バッジなど多様な媒体を通じて情報発信に努め、家庭や地域社会が一体となった読書推進活動へつなげます。

さらに、大人が乳幼児期からの読み聞かせや読書の重要性を理解し、学ぶ機会を持つことも不可欠です。生後 2 か月の家庭訪問時に絵本を配布することから始まり、乳幼児健診会場や子育て支援センター、図書館、公民館、園や学校など、多くの関係機関が連携して啓発活動を展開し、子どもの発達段階に応じた読書習慣づくりと環境整備に取組みます。

6 計画の推進

本計画を推進するためには、子どもの発達段階や環境に配慮し、学校・家庭・地域の場で、園・学校や各施設など各機関が連携しながら具体的な取組の実現を目指します。

そのために、関係する機関や施設は、相互の情報交換や取組の調整を行いながら、先進事例の収集と共有を図り、必要に応じて見直しを行います。そして、計画の形骸化を防ぐために定期的に推進状況を点検・評価することが必要です。

本計画の評価では、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用して実施します。

第5章 評価の方法

計画の実行過程では、毎年度の取組評価によって計画の進捗管理を行います。そして、最終年度には、以下の6つの指標によって数値目標を設定し、5年間における計画の成果を総合的に評価・検証します。

1 毎年度評価の手法

多賀町子ども読書活動推進委員会は、毎年度1回、担当する課・機関が、計画における取組状況についての点検・評価（内部評価）を行い、多賀町立図書館協議会に報告します。

多賀町立図書館協議会は、毎年1回、多賀町子ども読書活動推進委員会の内部評価に対しての協議（外部評価）を行います。

なお、内部評価と外部評価によっては、計画の途中において、多賀町子ども読書活動推進委員会が計画項目の見直しを行うものとします。

2 計画の総合的な評価の実施（最終年度）

多賀町子ども読書活動推進委員会は、保護者・園児・児童・生徒を対象にしたアンケートを、計画策定時と計画最終年度前に実施します（評価を最終年度前に行うことで第5次の計画に反映します）。アンケート結果と18歳未満の子どもの年間貸出冊数の変化・令和8年度から令和11年度までの取組の評価によって総合的な評価を行います。

図書館協議会は、多賀町子ども読書活動推進委員会の総合的な評価を基に、協議を行い第5次の計画策定の向けての意見を出します。

指標		現状値 (令和8年3月)	目標値 (令和12年3月)
「多賀っ子どもくしょの日」を知っている保護者の割合	園		100%
	小学校		100%
	中学校	-	100%
1週間のうちに1回以上「読み聞かせをしている」保護者の割合	園	-	5% UP
「本が好き」という園児・児童・生徒の割合	園	-	5% UP
	小学校	-	5% UP
	中学校	-	5% UP
家庭で普段全く読書をしない割合	園	-	5% DOWN
	小学校	-	5% DOWN
	中学校	-	5% DOWN
18歳未満の年間貸出冊数		-	5% UP
5年間の取組に対する総合評価		-	A/B/C/D

※コミック・雑誌は含まない。

※評価 A：目標以上に推進 B：目標どおりに実施 C：目標に到達せず D：未実施

3 評価結果の活用

担当する課・機関は、毎年度の評価結果を、取組の継続または改善・廃止等を検討する際に活用し、積極的に読書活動の推進を図ります。

また、多賀町子ども読書活動推進委員会は、計画の総合的な評価と、図書館協議会の意見を活用して、令和13年3月策定予定の第5次計画の策定に反映します。

資料編

- 資料① 多賀町子ども読書活動推進委員会設置要綱
 - 資料② 名簿
 - 資料③ 第4次多賀町子ども読書活動推進計画の経過
 - 資料④ 子どもの読書活動の推進に関する法律
 - 資料⑤ 視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律
 - 資料⑥ 学校図書館法
-

資料① 多賀町子ども読書活動推進委員会設置要綱
平成26年5月27日教委要綱第4号

多賀町子ども読書活動推進委員会設置要綱 (目的および設置)

第1条 多賀町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、子どもの読書活動を推進するための施策（以下「施策」という。）を着実に実施していくため、多賀町子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 関係する各課等における施策の取組状況を把握すること。
- (2) 施策の取組状況・結果について情報交換を行い、各取組の改善につなげること。
- (3) 推進計画を検証し、検証結果を次期計画に反映させるための検討を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進計画に基づく子どもの読書活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員は子どもの発達や読書に係る者の中から7名以内で組織し、教育長が委嘱する。委嘱区分については、別表の通りとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合は、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会は委員長、および副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。また、委員長は委員会を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。委員長は会議の議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は多賀町立図書館内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

多賀町子ども読書活動推進委員会委員別表

小学校図書教諭 1名

中学校学校図書室担当教諭 1名

保育園・幼稚園担当 1名

福祉保健課 1名

学校教育課 1名

生涯学習課 1名

図書館 1名

資料② 名簿

多賀町子ども読書活動推進委員会委員

氏名	現職等	選出の区分
伊東 瑞江	学校教育課 課長	学校教育課
松宮 拓也	多賀中学校 教諭	中学校 図書室担当教諭
西山 梢	多賀小学校 教諭	小学校 図書室担当教諭
橋本 悟	大滝たきのみやこども園 園長	保育園・こども園
氏繩 優子	福祉保健課	福祉保健課
川分 教平	生涯学習課	生涯学習課
川瀬 修	図書館	図書館

資料③ 第4次多賀町子ども読書活動推進計画の経過

日程	実施事項	実施・検討内容
令和6年3月14日	子ども読書活動推進会議①	策定方針・作業スケジュールの確認
3月21日	教育委員会定例会①	策定着手の報告
3月26日	図書館協議会①	策定着手の報告
5月28日	子ども読書活動推進会議②	策定方針（基本方針・3次の課題）
6月12日	図書館協議会②	策定方針の説明
7月24日	子ども読書活動推進会議③	素案の作成
8月8日	図書館協議会③	素案の説明・協議
9月10日	子ども読書活動推進会議④	草案の作成
9月26日	図書館協議会④	草案の協議・パブリックコメント報告
10月23日	教育委員会定例会②	草案の説明・パブリックコメント報告
10月31日	図書館協議会⑤	草案の説明
11月7日 ～11月17日	全庁意見照会	第4次子ども読書活動推進計画 (案)
11月26日 ～12月25日	パブリックコメント	第4次子ども読書活動推進計画 (案)
2月 日	子ども読書活動推進会議⑤	パブリックコメントを受けて
2月 日	図書館協議会⑥	パブリックコメントの報告
2月 日	教育委員会定例会③	パブリックコメントの報告
3月 日	子ども読書活動推進会議⑦	最終案の作成
3月 日	図書館協議会⑦	最終案の報告
3月 日	教育委員会定例会④	計画策定（計画最終案の承認）

資料④ 子どもの読書活動の推進に関する法律

（平成十三年十二月十二日法律第二百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報

告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上

の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料⑤ 視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律

（令和元年六月二十八日法律第四十九号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一第二項及び第十二第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に關し政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境

の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようとするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその主な取組の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推

進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。(目的)

資料⑥ 学校図書館法

(昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用さ

せることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならぬ。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならぬ。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附則抄

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則（平成二六年六月二七日法律第九三号）

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第4次多賀町子ども読書活動推進計画
令和8年3月
多賀町教育委員会事務局生涯学習課（多賀町立図書館）
〒522-0314 滋賀県犬上郡多賀町大字四手 976 番地2
Tel 0749-48-1142 Fax 0749-48-1164
E メール tosyo@town.taga.lg.jp
